

17. 規約改正検討委員会細則

（総 則）

第1条 この細則は、多摩ニュータウンエステート落合5－8団地管理規約（以下「規約」という。）第57条の規定に基づき、規約及び細則の改正に関する専門的かつ多角的な検討を通じて、理事会の業務を支援し、適正な管理運営に資するため、本委員会を設立するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（名 称）

第2条 本委員会は、規約改正検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目 的）

第3条 委員会は、関連法規及び標準管理規約との整合性を確保しつつ、団地の実態に適合した規約及び細則の改正要否及び内容を検討し、その改正案を理事会へ提案することを目的とする。

（業 務）

第4条 委員会は前条の目的のため、次の業務を行う。

- 一 規約及び細則改正の検討及び原案の作成
- 二 組合員からの意見聴取補助（説明会、アンケート等）
- 三 その他理事会からの諮問についての対応

（構 成）

第5条 委員会は、委員若干名および担当理事によって構成する。

（委員の選任）

第6条 委員は、組合員又は組合員の配偶者若しくは成人である一親等の親族で参加協力を申し出た者および組合員が推薦をする者について、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

（委員の任期）

第7条 委員の任期は、原則通常総会の翌日から次の通常総会の日までとし再任を妨げない。

（委員長の選任）

第8条 委員長及び副委員長は委員の互選により選任する。

（委員会の招集）

第9条 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

（経 費）

第10条 委員会の業務に必要な経費および委員の報酬は、管理組合が負担する。

附 則

この細則は、2026（令和8）年5月18日から施行する。

（2016〔平成28〕年 5月 8日 制定）

（2018〔平成30〕年 5月20日 改正）

（2023〔令和 5〕年 5月21日 改正）

（2023〔令和 5〕年12月17日 改正）

（2026〔令和 8〕年 5月17日 改正）